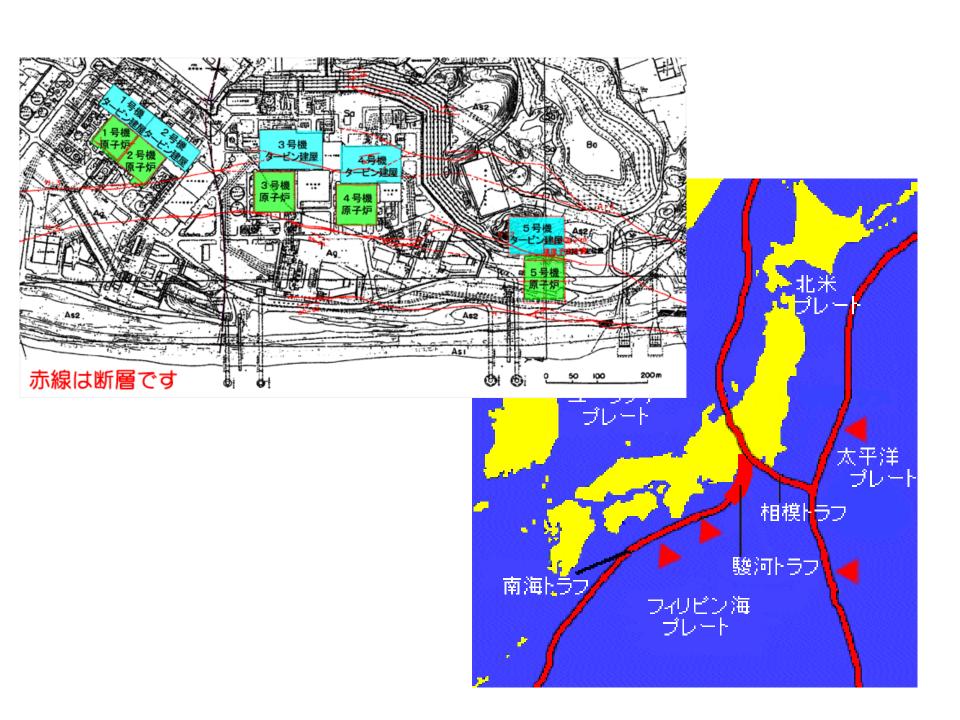
浜岡原発の永久停止に向けて



2016年9月11日 弁護士法人 鷹匠法律事務所 弁護士 大 橋 昭 夫

□◇浜岡原発の危険性

- ・浜岡原発は、東海地震の規定震源域の真上に立つ世界一 危険な原発
- 駿河湾から遠州灘, 熊野灘, 紀州水道沖, 土佐沖を経て, 日向灘に至るまでのフィリピン海プレートが陸側プレート であるユーラシアプレートの下に潜り込み, 駿河トラフ, 南海トラフを形成。
- トラフとは、深さ6000m以下の細長い海底盆地、舟形海盆、 6000mを超えるものは海溝。
- この一帯では、歴史上、100~150年間の間隔でプレート 境界型の巨大地震が発生。
- 震源域により、西から南海地震、東南海地震、東海地震と区別されているが、来るべき地震は、3連動の危険性が高いと言われている。



東海地震は、プレート境界型地震であるが、震源断層面が駿河湾西半から御前崎沖の海洋部から西側の陸地の下の内陸部まで及んでいるので、直下型地震でもある



海底を作っているフィリピン海プレートが**年数** cmの割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下へ潜り込みます。



ユーラシアプレートの先 端部が引きずり込まれ、 **ひずみが蓄積**します。



ひずみがその限界に達したとき、ユーラシアプレートが跳ね上がり、地震が発生します。その際、津波が発生します。

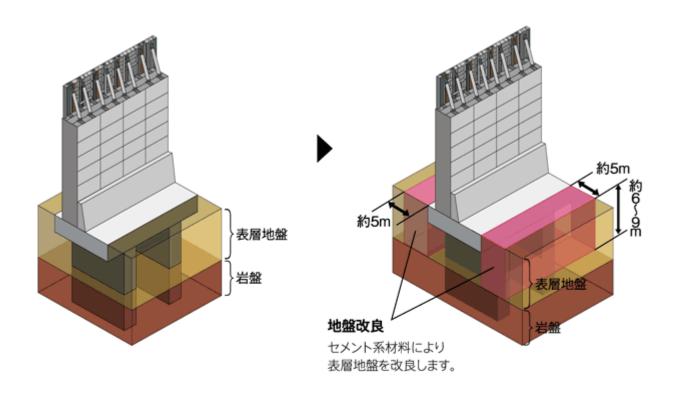
2。中部電力は浜岡原発の安全性をどのように論じているか。

(1)地震対策

- ・ 浜岡原発は、南海トラフ沿いのプレート間地震の震源断層域に位置しており、これらの地震が敷地に与える影響が最も大きいことから、中部電力はプレート間地震の詳細な調査結果に基づき、地震動評価を行い、余裕をもった耐震設計を行っている。
- 内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が設置した強震断層モデルに基づく地震動(最大1000ガル程度)を踏まえ、1200ガルを設定した。
 - 駿河湾の地震で5号機にみられた揺れを考え、2000ガルを設定した。
- そして, 上記地震動に対して, 3号機, 4号機では, 配管, 電路類サポートについて, 改造工事を実施した。
- その他の原子炉停止, 炉心冷却, 放射性物質閉じ込め機能を有する主要施設については, 耐震性が確保されていることが確認されている。

防波壁地盤改良工事

5号機周辺の防波壁について、基礎の周囲の地盤を改良します。



原子炉建屋や格納容器などの主要な施設については、評価の結果、改造工事が必要ないことを確認しています。

※5号機については、引き続き具体的な工事計画の検討を進めてまいります。

2)津波対策

- 内閣府有識者会議は、2012年8月29日、南海トラフ地震における最大限の地震が起きた場合、御前崎市における津波予測高は、最大でTokyoPeil(東京湾の平均水面から図った海抜)19mになると発表した。
- 2012年3月に発表された21mの津波予測高より少し下がったが、いずれにしても巨大である。
- 中部電力は、22mの防波壁を構築したので (最初は18メートル)、津波対策は十分で敷地 内への浸水を防ぐことができると述べている。

(3)活断層の存在について

- 活断層とは、「極めて近い時代まで地殻運動を繰り返した 断層で、今後もなお活動する可能性のある断層」のことで ある。
- これまで、原発では、12万年から13万年以降動いた形跡のない断層は活断層でないとして建設を認めてきたか、12万年から13万年以降動いていなくても、今後も動かない保証はない。
- 中部電力は、「浜岡原発の敷地の下には活断層はない。 『H断層系』と呼ばれている断層はあるが、『H断層系』は、 安政東海地震や東南海地震などを始め、過去に発生した 大きな地震の揺れを繰り返し受けているが、こうした地震 の時にも動いていないことが確認されていると述べている。
- 又,「H断層系」は破砕帯(これ自体が地震を起こさなくても, ごく近くの活断層が動いた時に引きずられて動くことにより地表に大きなずれを生じさせる可能性がある。)の性状はないので, 将来動く可能性はないと述べている。

(4)深層防護

浜岡原発では、深層防護の考え方が採用されており、安全対策は十分に図られており、想定していなかった事態が生じても、容易にすべての層が突破されることはなく、十分に安全が確保されている。

3。私たちほどのように主張しているか!

- (1)福島第一原発事故から学ぶべきだ。
- 福島第一原発は、地震動と津波によって、全電源を喪失し、冷却機能を失った炉心はメルトダウンした。
- 自然への影響と人間生活への影響は甚大で、今も被害が続く。
- 放射線物質が環境に放出された被害は回復不能で、 住民は、今後、何十年にもわたり、健康被害の恐怖と 隣り合わせの生活を強いられる。
- 浜岡原発も、中部電力がどのように主張しようとも、福島第一原発と同様な事故が起こらないとは保証できない。

(2)新しい安全基準と浜岡原発

- ・原子力規制委員会は、新しい安全基準を策定し、3 号機、4号機について、現在安全審査が係属中である。
- 2006年に耐震設計審査指針が改訂されたが、浜岡原発は、この「バックチェック」にも合格していない。
- 新しい安全基準に適合しても、浜岡原発は運転してはならない。
- ・深層防護の考え方の上に設計されていた福島第一原発はいとも簡単に防護が破られた。
- ・IAEA(国際原子力機関)の深層防護の考え方は次のとおりである。

- 第1層「通常運転からの逸脱を防止し、システムの故障を防止すること」 通常運転からの逸脱には、構造物や系統、機器の故障や運転員の誤操作、 プラント内部に起因するものと、自然災害やテロ行為などプラント外部に起 因するものがある。
- 第2層「予想される運転時の事象が事故状態に拡大するのを防止するために,通 常運転からの逸脱を検知し,阻止すること」 異常を感知して自動で核反応を停止させたり,配管に繋がる隔離弁を閉止し たりする機能である。
- 第3層「工学的安全施設の設置によって, 先ず発電所を制御された状態に導き, 更には放射性物質の閉じ込めのための少なくとも一つの障壁を維持すること」 冷却水が漏出した場合に原子炉を冷却する緊急炉心冷却系(ECCS)はここに位置付けられる。
- 第4層「設計基準を超える事故, すなわち, シビアアクシデントを対象としており, 放射性物質の放出を可能な限り低く抑えるためのものである。このレベルの重要な目的は閉じ込め機能の防護である。」 外部からの原子炉への注水, 原子炉格納容器ベント, 水素対策などがこれに当たる。(シビアアクシデント対策, アクシデントマネジメントという)
- 第5層 施設外で、「事故に起因する放射性物質の放出による放射性物質の影響を緩和すること」 放射性物質が大気中に拡散している場合、屋内退避や遠隔地への避難、ヨウ素剤の服用、放射性物質が地表に沈着した場合の一時的な移住、除染、食物の摂取制限といった対策がこれに相当する。
- ・中部電力の考える深層防護は第3層までであり、4層、5層の対策は極めて不十分。

(5) 地震と耐震設計

- 日本は世界でも有数の地震国
- マグニチュード7.0以上の地震はこの90年間に 900回程発生しているが、その内の10%は日本 で発生している。
- 福島第一原発の事故は、地震動によって発生した可能性が高い。
- ・ 浜岡原発は、東海地震の震源域のまん中に位置し、地震動によって破壊される可能性が高い。
- 耐震設計にいくら合格しても直下型地震の可能性もあり、浜岡原発の運転は認められるべきではない。

(6) 巨大津波の発生

 御前崎沖では巨大津波が発生する恐れが強く、 たとえ中部電力が22mの防波壁を作ったとして も、浜岡原発周辺で想定される津波の溯上高は 30mから40m級であり、浜岡原発敷地内に浸 水する可能性大

• 巨大津波は砂丘堤防を崩壊させ、防波壁を破壊

する。





(7) 活断層

- 「H断層系」が断層であることは間違いなく、動く可能性があり、破砕帯も脆弱な地盤であり動くこともありうる。
- 付近で地震が発生した際、「H断層系」も動くことがある。
- 「H断層系」の一部は3号機、4号機のタービン 建屋真下を通過しており、同断層が動けば、ター ビン建屋の土地を隆起させることがある。

(8) 原子炉の老朽化

 3号機、4号機、5号機は老朽化しており、応力 腐食割れ等もあり、地震の発生によって破壊される恐れあり。

4 私给方法。今。何老才《色如8

- 福井地裁の樋口裁判長、大津地裁の山本裁判長は運転停止の仮処分決定を出した。
- 勇気のある仮処分決定であるが、仮処分のなかみは極めて常識的。
- これらの裁判官を守ると共に、今後、原発運転の差止めをする裁判官が 多数出現するよう、運動を強めなければならない。
- とにかく、原発の危険性について、皆が発言していかなければならない。
- 使用済核燃料の処理の1つをとってみても、解決策がない現状では廃炉 にするしか解決はない。
- 福島第一原発事故を経験した今では、冷静に考えれば、誰も原発の必要性は認めないと思う。
- 電気は足りており、人類と原発は共存できないという思いをもっともっと 広めることが大事。
- 裁判で中部電力は再稼働の日時を明確にしていない。市民の運動が強まれば中部電力自体が、3号機から4号機の運転停止を宣言することもありうるのではないか。